

改定「みやぎ障害者プラン」重点施策(素案)

重点施策

- ◆ 基本理念に掲げる「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会」をつくるためには、障害のあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し、支え合うという文化を醸成していくことが何よりも重要です。
障害のある人に対する不当な差別の禁止等を定めた「障害者差別解消法」や「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」の認知度を向上させ、障害や障害のある人に対する理解を県民及び事業者に浸透させていくための普及啓発の取組を継続して実施していくことが求められています。
- ◆ また、障害のある人が、地域社会の一員として充実した生活を送るためには、経済的な自立が不可欠であり、特に、働く意欲・能力を有する障害のある人の雇用・就労を引き続き促進することが重要です。
県内の一般企業における障害のある人の雇用率は法定雇用率に届いていないほか、福祉的就労の場で働く障害のある人の工賃水準も目標額とは未だ乖離があり、工賃向上の取組とともに、福祉的就労から一般就労への移行を促進するよう就労支援事業所及び企業等との更なる協力関係の構築、様々な形態での就労機会の創出が求められています。
- ◆ 障害のある人が、地域で安心して生活するためには、住まいの場の確保や、その人の心身の状況等に応じた適切な支援・サービスを受けることのできる体制の整備が必要です。
県では、これまでも、障害のある人の地域生活移行等を推進するため、地域での生活の場となるグループホーム等の整備や、在宅サービス・相談支援体制の充実を図るとともに、重度・最重度の障害のある人のセーフティネットとなる施設入所サービスの充実にも取り組んできましたが、これらの一層の充実が求められています。
- ◆ 県では、こうした経緯から、次の3項目を本プランにおける重点施策として位置づけ、基本理念の実現に向けた様々な取組を進めてまいります。

- 1 障害を理由とする差別の解消
- 2 雇用・就労等の促進による経済的自立
- 3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

1 障害を理由とする差別の解消

<背景>

障害のあるなしに関わらず、全ての県民がお互いの人格と個性を尊重し、支え合える地域社会づくりのためには、障害や障害のある人に対する深い理解が必要であり、これは障害のある人の地域生活への移行を進める上でも大変重要な要素であると言えます。

本県では、令和3年4月に「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（以下この章において「共生社会づくり条例」といいます。）」が施行され、「何人も」「障害のある人及びその家族その他の関係者」に対して、不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。

令和4年12月に県が実施した県民意識調査では、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が〇％、障害のある人に対して同様の質問をした基礎調査でも、同法や同条例を「知っている」と回答した割合が〇％となっており、（調査結果を踏まえ記載予定）。（P）

また、県民意識調査において、障害を理由とする差別について「経験がある」、「その場に居合わせたことがある」と回答した割合が〇％、基礎調査で「差別の経験がある」と回答した割合は〇％（知的及び精神の障害がある人は約〇割）となっており、（調査結果を踏まえ記載予定）。（P）

なお、今回の基礎調査結果では、性別による特徴は（調査結果を踏まえ記載予定）（P）、国の障害者基本計画において、障害のある女性は、いわゆる複合的差別など更に複合的な困難等に置かれる場合があるとされており、こうした配慮も含めた差別解消の取組が求められると考えられます。

<現状等>

（1）令和4年県民意識調査の結果概要（抜粋）

- ◆ 本県に居住する18歳以上の男女4,000人に対して実施し、回収数が〇通であった同調査において、県全体で「障害者差別解消法や共生社会づくり条例」の認知について回答している割合は「知っている（〇％）」、「知らない（〇％）」となっており、（調査結果を踏まえ記載予定）。（P）
- ◆ また、障害を理由とする差別の経験等について回答している割合は、「自分自身が経験したことがある（〇％）」、「居合わせたことがある（〇％）」となっており、そのうち、「差別された又は居合わせた場所」の割合は、（調査結果を踏まえ記載予定）、「差別の内容」の割合は、（調査結果を踏まえ記載予定）。（P）

【図表 1 - 1】 県民意識調査の結果 (抜粋)

(P)

(P)

(2) **令和 4 年度宮城県障害者施策推進基礎調査の結果概要** (抜粋)

- ◆ 令和 4 年度基礎調査では、全体で「障害者差別解消法や共生社会づくり条例」を知っていると回答している割合は〇%となっており、(調査結果を踏まえ記載予定)。(P)
- ◆ 他方、「差別を受けたことがある」と回答した人の割合は全体で〇%となったほか、知的障害及び精神障害のある人については、約〇割が何らかの差別を受けた経験があると回答しており、(調査結果を踏まえ記載予定)。(P)

【図表 1 - 2】 基礎調査結果の概要 (抜粋)

(P)

(P)

＜施策の方向＞

県では、障害当事者や関係団体の意見を踏まえて、「共生社会づくり条例」を制定するとともに、県民の障害等に関する理解を深めるための啓発や知識の普及、障害を理由とする差別に関する相談窓口、助言・あっせんのための調整委員会の設置により相談・紛争防止体制の整備を推進してきました。

今後は、引き続きこれらの施策の充実を図りながら、個別の相談事例の収集・分析等を通じた望ましい対応の共有や、アートやスポーツなど障害者の社会参加や交流機会の確保を通じた、障害及び障害のある人に対する県民の一層の理解促進と周囲の人々の配慮の促進に取り組めます。



＜主な推進施策＞

(1) 行政機関等における配慮

- ◆ 県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、管理職又は新任の県職員に対する内部研修等を実施し、障害のある人に対する理解の促進と適切な対応ができる環境整備を推進します。
- ◆ 障害のある人が、県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、手話通訳や要約筆記、資料の点訳等の合理的配慮の提供を行います。
- ◆ 障害のある人が、行政関連情報を円滑に取得・利用できるよう、ホームページや広報誌など、県の広報媒体における情報アクセシビリティの向上を図ります。
- ◆ 県では「共生社会づくり条例」に併せて、「手話言語条例」を制定するとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたことから、障害特性から情報の取得及び意思疎通に支援が必要な方々への情報保障の一層の充実を図ります。災害時における情報提供方法の支援を含め、視覚障害者情報センター及び聴覚障害者情報センター「みみさがみやぎ」の運営による情報提供機能の充実を図ります。

(2) 普及啓発・広報活動の推進

- ◆ 県の広報媒体や啓発用リーフレット等を活用し、障害を理由とする差別の解消に向けた関連情報の発信や、障害福祉サービス及び障害を理由とする差別をテーマとした「みやぎ出前講座」の実施等を通じて、障害や障害のある人、社会的障壁等への理解を促進します。
- ◆ 助け合いスマートフォン用アプリを活用したイベントや障害者アートをテーマとした啓発・交流活動等を行うことで、障害及び障害のある人に対する県民の理解・関心を高めるとともに、障害のある人の社会参加を促進し、共生社会づくりを進めます。
- ◆ 障害者週間（12月3日から9日まで）等における各種行事の開催など、障害当事者団体や支援団体を含む関係機関等と連携した啓発・広報活動に計画的に取り組みます。
- ◆ 特に、障害に対する理解・関心の向上には、子どもの時期から障害のある人と交流する環境づくりが有効と考えられることから、「共に学ぶ教育」の推進と障害のある児童生徒に対する支援の一層の充実を図ります。
- ◆ 内部障害や難病の方など、外見からは障害等があることがわかりにくい方々に対して周囲の方に援助や配慮を促すヘルプマークの配布や、歩行が困難な人のための駐車場利用証を発行・配布する「パーキングパーミット制度」のほか、事業者によるモデル的な環境整備や取組事例の紹介等を通じて、引き続き、合理的配慮に関する普及啓発を推進します。

(3) 相談体制の整備

- ◆ 障害を理由とする差別等に関する県の総合相談窓口である「宮城県障害者権利擁護センター及び宮城県障害者差別相談センター」を設置・運営し、市町村や関係機関等と連携の上、障害を理由とする差別の速やかな解消と未然防止する相談体制の整備を推進します。

(4) 関係機関と連携した差別解消の取組

- ◆ 「宮城県障害者施策推進協議会」等において、障害を理由とする差別に関する相談内容や対応事例、合理的配慮の事例等についての民間企業を含む関係機関との情報共有や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・解決力の向上を図ります。
- ◆ 障害を理由とする差別に関する相談で、解決が見込めないときに、事案解決のためのあっせんを行うことが出来る「宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会」を設置し、事案解決に向けた一層の充実を図ります。

2 雇用・就労等の促進による経済的自立

<背景>

障害のある人の雇用・就労の推進は、社会参加の機会創出や生きがいづくりの面で大きな効果が期待されるほか、経済的な自立を促進する観点からも大変重要であるといえます。

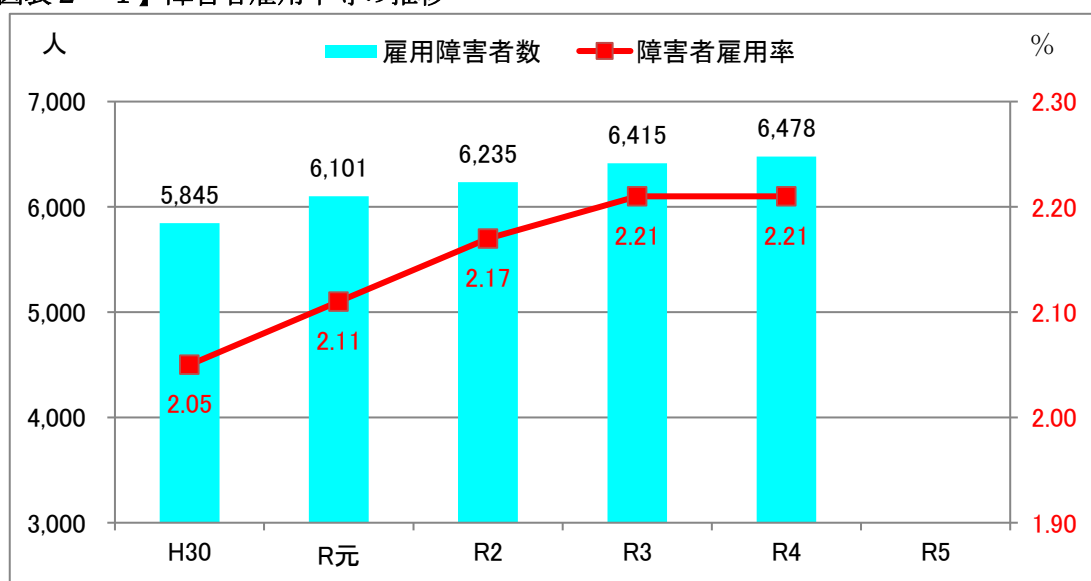
このため、民間企業等における雇用機会の確保・拡大、職業訓練・職業能力の開発に対する支援はもちろんのこと、直ちに一般就労が困難な障害のある人のためにも、就労支援施設等の、働く意欲を就労に結びつける福祉的就労の場の確保・充実が必要であり、福祉的就労の場で働く障害のある人の工賃水準の引き上げや、福祉的就労から一般就労への移行を促進する環境整備が求められています。また、発達障害などの障害特性を有しながらも、障害者手帳を所持しておらず、障害福祉サービスを受けられない就労困難者もいることから、中間的就労の場の創出を含む横断的な支援が必要とされています。

<現状等>

(1) 障害者雇用率

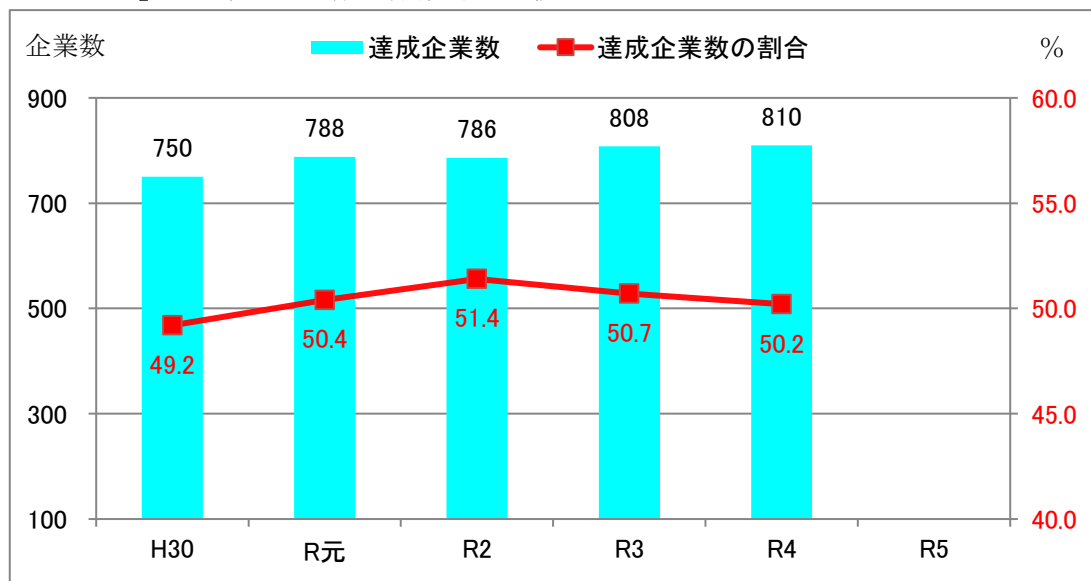
- ◆ 障害のある人の雇用情勢については、障害のある人自身の働く意欲の向上と、社会全体の理解・関心の高まり等を背景に着実に進展しつつあり、障害者雇用促進法に基づく本県の雇用障害者数は、令和4年度で約6,400人、実雇用率は2.21%、法定雇用率の達成企業数810社といずれも過去最高となりました。(P) ※令和4年時点仮置き
- ◆ 他方、法定雇用率(令和4年度2.3%)には達しておらず、全国レベルでみた実雇用率も依然低い水準にあることなどから、一層の雇用情勢の改善に取り組む必要があります。(P) ※令和4年時点仮置き

【図表2-1】障害者雇用率等の推移



【出典】宮城労働局資料

【図表 2 - 2】法定雇用率達成企業数等の推移

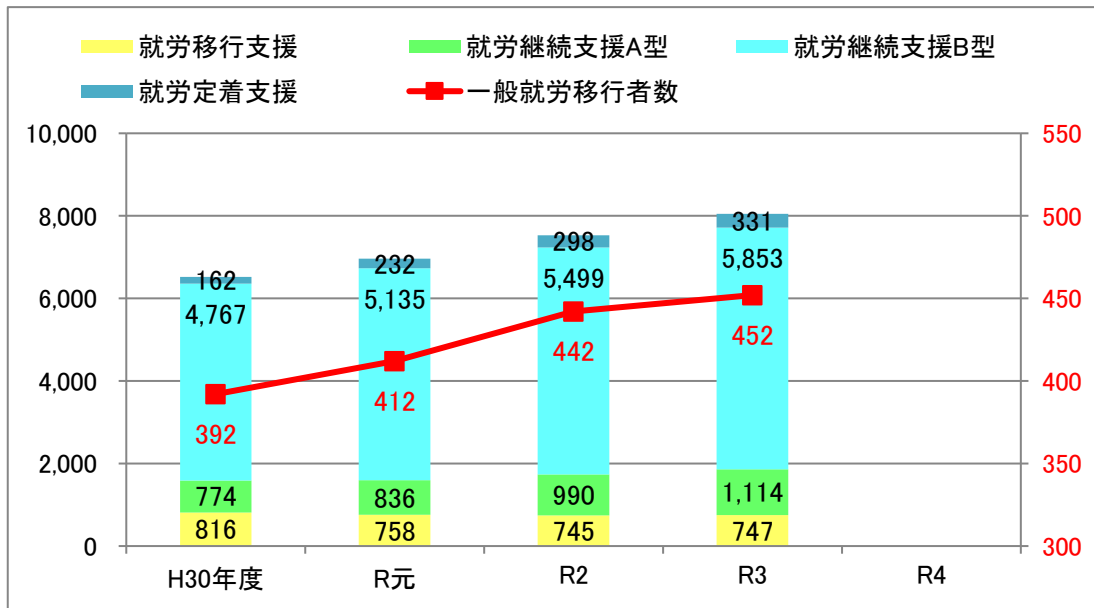


【出典】宮城労働局資料

(2) 福祉的就労からの一般就労

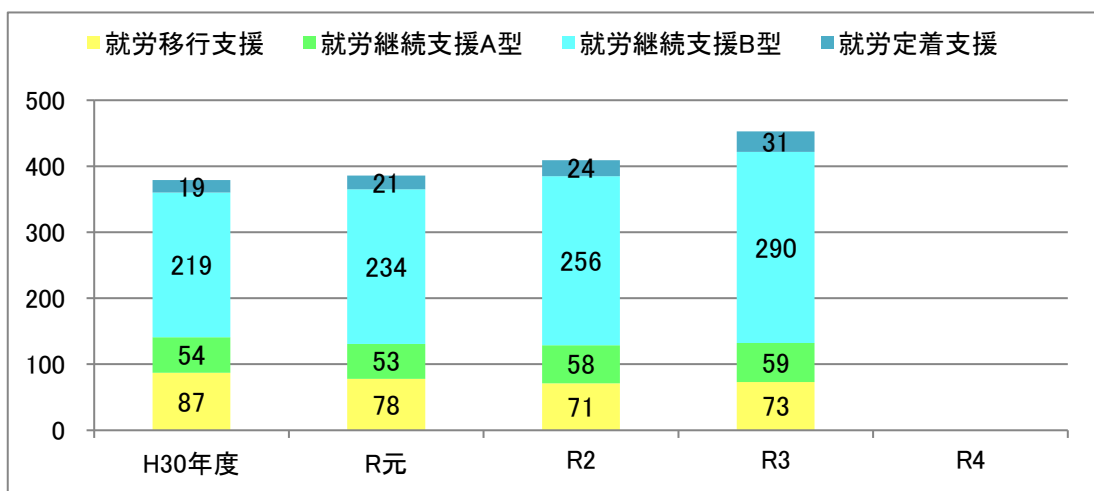
- ◆ 福祉施設を利用していた障害のある人の一般就労への移行は、就労支援施設等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援）の利用人数の増加とともに、堅調に推移しており、平成30年度から令和3年度までの4年間で延べ1,698人となっています。（P）※令和3年度時点仮置き
- ◆ 雇用障害者数と比して、福祉的就労者数の増加率が高い状況です。一般就労への移行者数は、障害福祉計画の目標に沿って順調に推移しているものの、適切なアセスメントにより、能力に見合った就労先を選択することで、一般就労をより一層増加させることが必要です。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、特に企業による実習受け入れの機会が不足しています。定着率向上と人材活用の視点でも、より一層の企業側の理解と連携・協力が必要とされています。

【図表 2 - 3】 就労支援施設等（**利用人数**）と一般就労への移行者数の推移 (人)



◆ 福祉的就労からの一般就労支援の中核をなす就労移行支援サービス事業所が廃止・休止するケースがあり、その数は減少傾向です。

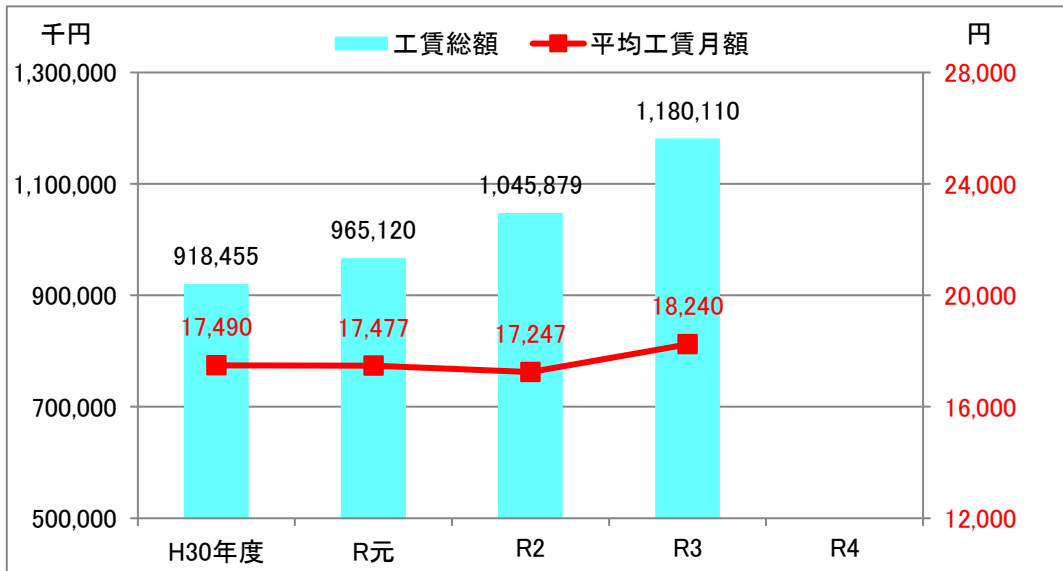
【図表 2 - 4】 就労支援施設等（**事業所数**）の推移 (人)



(3) 平均工賃月額等の推移

- ◆ 県では、「宮城県工賃向上支援計画（第四期：令和3年度から5年度まで）」を策定し、就労継続支援B型事業所等で働く障害のある人の工賃向上に向けた取組を進めています。
- ◆ 本県の就労継続支援B型事業所で働く障害のある人に支払われた工賃は、令和3年度総額で約11.8億円と平成30年度と比べて約2.6億円増加しており、平均工賃月額についても18,240円と全国でも比較的高い水準を維持していますが、第四期計画に掲げる目標額23,000円には達していない現状にあります。（P）※令和3年度時点仮置き
- ◆ 利用者数及び事業所数の増加幅が大きく、また、事業所別の平均工賃月額の中央値が約12,800円となっており、平均工賃月額が10,000円以下の事業所が全体の約3割あります。（P）※令和3年度時点仮置き

【図表2-5】平均工賃月額と工賃総額の推移



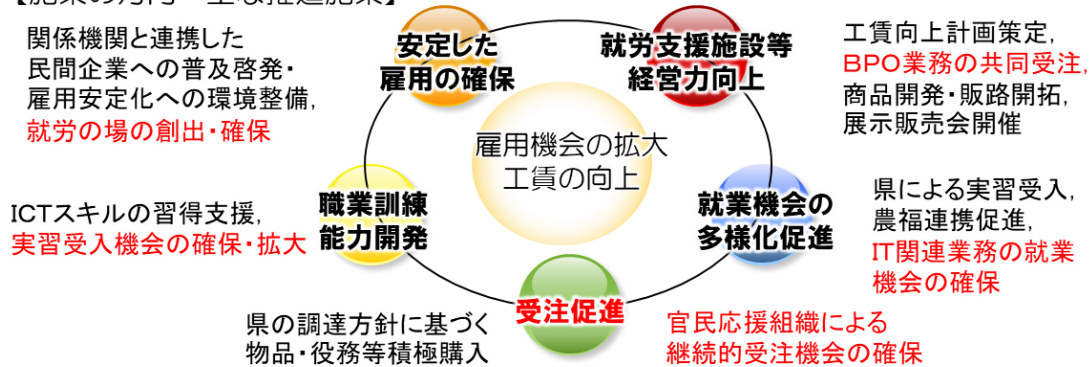
<施策の方向>

障害のある人の雇用・就労の機会の拡充に向け、企業の実習受け入れ等の協力・連携を強化するほか、適切なアセスメントと適切な支援により、福祉的就労からの一般就労移行の更なる促進を図るとともに、障害特性から就労困難となっている方々も含め、中間的就労の場など様々な就労機会を創出する取組への支援を行います。

併せて、職業能力の開発を図るとともに、就労支援施設等の企業的経営スキルの向上や商品開発・販路開拓に向けた支援、BPO業務の共同受注等を通じた工賃向上を促進します。

また、就労支援施設等の商品・役務等に係る行政機関等の優先調達とともに、民間企業・団体との連携による調達を推進します。

【施策の方向・主な推進施策】



<主な推進施策>

(1) 安定した雇用の確保

- ◆ 「障害者雇用促進法」の改正による、**令和6年4月からの法定雇用率の引き上げ**等を踏まえ、地方公共団体等における障害者雇用率の向上に努めるとともに、民間企業における法定雇用率の達成に向け、宮城労働局をはじめとする関係機関と連携し、差別解消や合理的配慮を含む障害等に対する理解の促進や普及啓発活動、障害のある人の雇用を検討している中小企業者に対する助言等を行い、障害のある人の雇用の場の拡大を図ります。
- ◆ 企業等に就職した障害のある人の離職防止への取組が重要であることから、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、宮城障害者職業センター等との関係機関と連携し、一般企業における障害のある人の受入体制の整備に関する支援等を行うほか、**就労定着支援事業所と企業等とが連携し、一般就労へ移行した障害のある人が企業等で長く働き続けられるよう、就労に伴い生じる生活面の課題に対し、相談による課題把握や助言等の支援を行い、雇用の安定化を図ります。**
- ◆ **障害特性から就労困難となっている方々を含め、一定の支援や配慮により就労を可能にする中間的就労など、障害のある方々等の雇用機会の創出に向けた横断的取組を進めます。**

(2) 就労支援施設等の経営力向上等を通じた工賃向上

- ◆ 「宮城県第**四**期工賃向上支援計画（**令和3**年度から**5**年度まで）」の実績等を踏まえ、「第**五**期工賃向上支援計画（**令和6**年度から**8**年度まで）」を策定し、就労支援事業所の一層の工賃向上に向けた取組を推進します。
- ◆ 引き続き、就労継続支援事業所等による「工賃向上計画」策定や、策定した計画等を実践するための専門家派遣を行います。
- ◆ **共同受注窓口を通じ、民間企業等からの請負業務（BPO）を受注し、安定的かつ継続的な生産活動機会を確保します。**

- ◆ 就労支援施設等の職場環境の改善や生産性の向上等に向けた活動を支援します。
- ◆ 地元企業等と連携し、就労支援施設等による製品等の展示販売会の開催等を通じて、販路の開拓・拡大を図ります。

(3) 職業訓練・職業能力の開発

- ◆ 宮城障害者職業能力開発校において、就業に必要な職業能力の開発・向上を図るため、雇用の実情に即した職業訓練を実施するとともに、就業を促進するため、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、実習協力企業の開拓、当該企業における訓練生の実習等を通じて企業との信頼関係の構築を図ります。
- ◆ 「障害者就業・生活支援センター」を中心に、一般就労の場を確保するため、企業等の開拓に取り組みます。また、センターの相談能力等の向上のため、セミナーや研修会を開催するとともに、各センター間の連携を深め、全てのセンターの支援機能の向上を図ります。
- ◆ 就労移行支援事業所における企業及び支援機関との連携構築を支援し、企業等の実習受入れ機会を確保・拡大すること等を通じて、福祉的就労からの一般就労移行を更に促すとともに、就労先での定着のための継続的な支援体制の充実を図ります。
- ◆ 情報通信技術（ICT）の発達に伴い、障害のある人の就業機会の拡大が期待されることから、障害のある人に対するICTスキルの習得支援に取り組みます。
- ◆ 特別支援学校と企業間の連携を強化し、生徒の職場及び実習受入先の開拓を行う機能の充実を図ります。このことにより、職場や実習内容に関する情報と実習体験の場を提供し、生徒一人一人のニーズに応じた就労に向けた支援を行います。

(4) 多様な就業機会の創出

- ◆ 知的障害や精神障害のある人を、県の職場に短期間、実習生として受け入れ、職場体験の機会の提供と就労意欲の向上を図ります。
- ◆ 農業分野における障害のある人の就労を支援し、工賃向上等を目指す、いわゆる「農福連携」推進のため、農業法人や就労支援施設等、行政機関等で構成する「みやぎ農福連携推進ネットワーク」を活用し、情報交換や課題解決のためのワークショップを開催するとともに、農産物等を中心とする展示販売会の開催や農業法人における就労マッチング支援及び環境整備の補助事業等を行います。
- ◆ 在宅での就業希望者を含め、パソコンを活用したIT・デジタル関連業務に従事する機会を創出し、生産活動を通じた一般就労のための訓練機会としても活用します。

(5) 行政機関等からの受注促進

- ◆ 「障害者優先調達推進法」に基づき、県の優先調達方針を策定し、就労支援施設等が提供する物品・サービスの優先調達を引き続き推進していくとともに、宮城県障害者施策推進協議会等の場を通じて、関係団体等での優先調達を働きかけていきます。
- ◆ 民間企業・団体の協力を得て、結成した「みやぎの福祉的就労施設で働く障害者官民応援団」組織を活用して、継続的かつ安定的な受注機会の確保を図るとともに、協力先や活動内容の拡充を図ります。

3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

<背景>

障害のある人が、安心して生活するためには、住まいの確保や日中活動の場の充実とともに、保健・医療・福祉・保育・教育等の連携の下、その人の心身の状況に応じた、適切なサービス等を身近な地域で受けることのできる環境の整備が必要です。

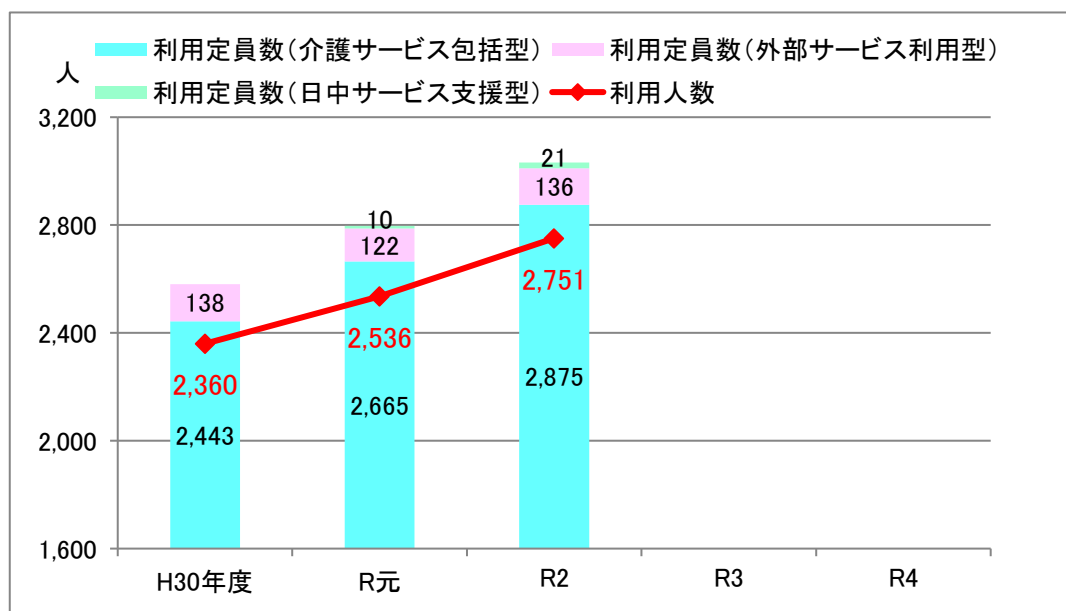
特に、成長とともに支援のあり方に変化が生じる障害児に対する切れ目のない支援体制の構築や、発達障害の早期発見・早期療育、「医療的ケア」を要する障害のある人への支援の拡充等が求められています。また、地域での生活が困難な障害のある人の**重度化・高齢化**や「**親亡き後**」を見据えた、**障害のある人**に対するセーフティネット機能等を充実させていく必要があります。

<現状等>

(1) グループホームの**利用状況等**

- ◆ 障害のある人の地域における住まいの場であるグループホームの**利用状況等**は、**令和2**年度末において定員数**3,032**人、**利用人数2,751**人と平成**30**年度に比べて、それぞれ**451**人分、**391**人増加しています。(P) ※R3.3時点仮置き

【図表3-1】グループホームの定員数・**利用人数**の推移

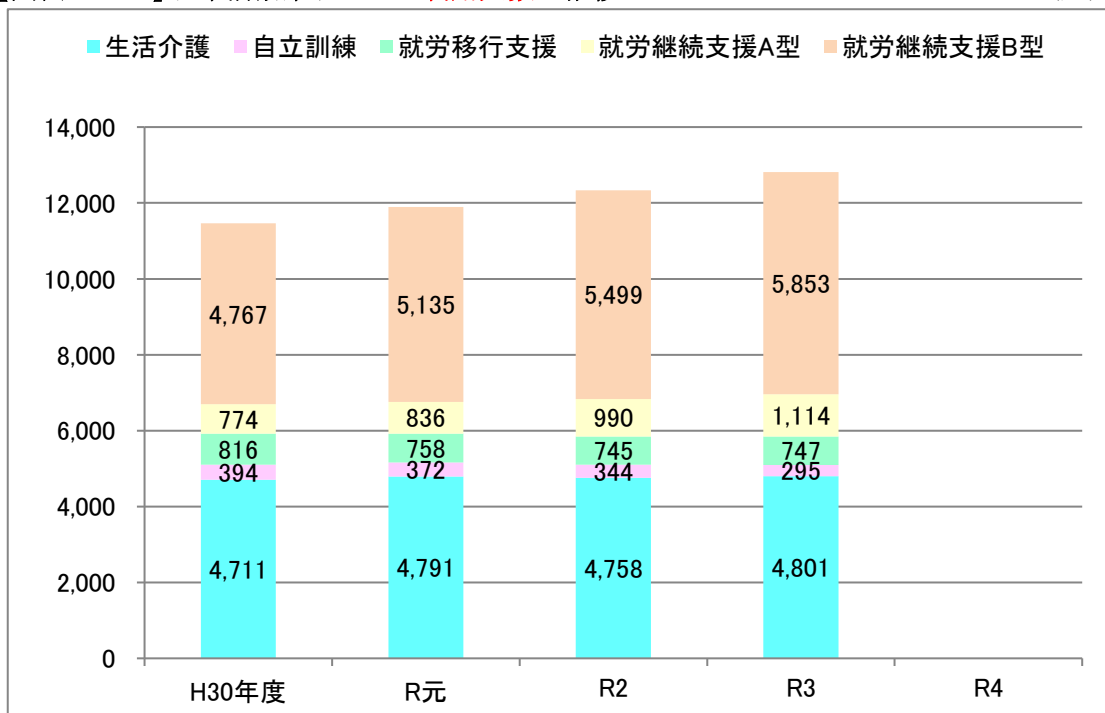


- ◆ 令和3年12月に県が県内の指定共同生活援助事業所に実施したグループホームの実態調査によると、定員数、利用人数ともに、介護サービス包括型が全体の9割以上を占めています。また、介護サービス包括型の入居率は92.7%と居室の空きが少ない状況です。(P) ※R3.3時点仮置き

(2) 日中活動系サービスの**利用状況**

- ◆ 障害のある人の日中活動の場等を提供する障害福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援，就労継続支援A型・B型）の**利用状況は，令和3年度における利用人数は12,810人**と平成30年度と比べて，**1,348人**増加しています。（P）※R3年度時点仮置き

【図表3-2】日中活動系サービス**利用人数**の推移 (人)

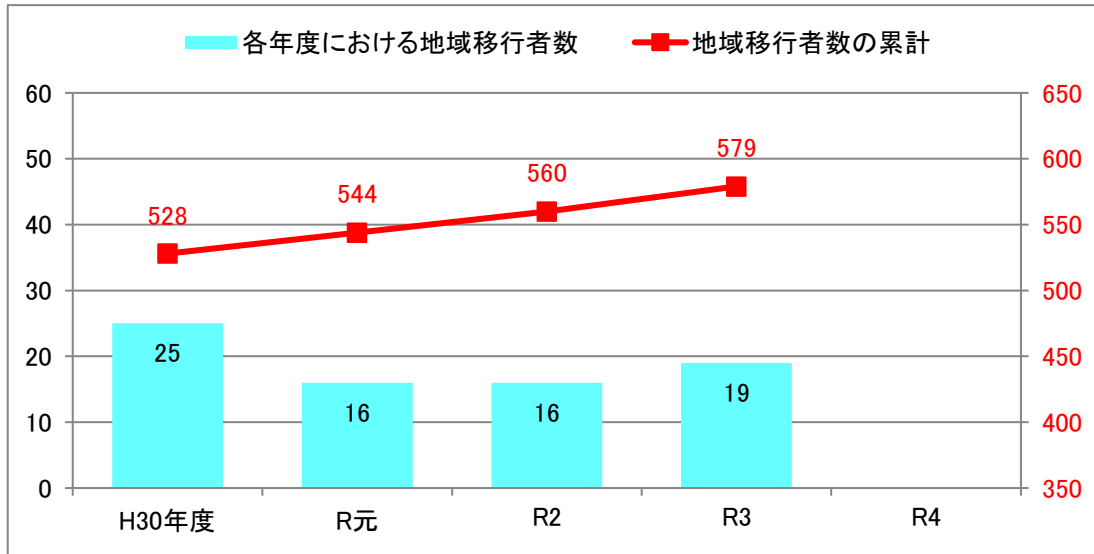


(3) 障害のある人の地域生活移行状況

- ◆ 「第5期宮城県障害福祉計画」では，平成29年度から令和2年度までの地域生活移行者数の目標値を，平成28年度末時点の施設入所者数（1,842人）の約6%に当たる113人としていましたが，実績は72人（目標値の約64%）にとどまりました。また，「第6期宮城県障害福祉計画」では，令和2年度から5年度までの地域生活移行者数の目標値を113人としていますが，令和2年度から3年度までの実績は35人（目標値の31%）となっており，達成は大変厳しい状況にあります。（P）※R3年度時点仮置き

【図表 3-3】 地域生活移行の状況

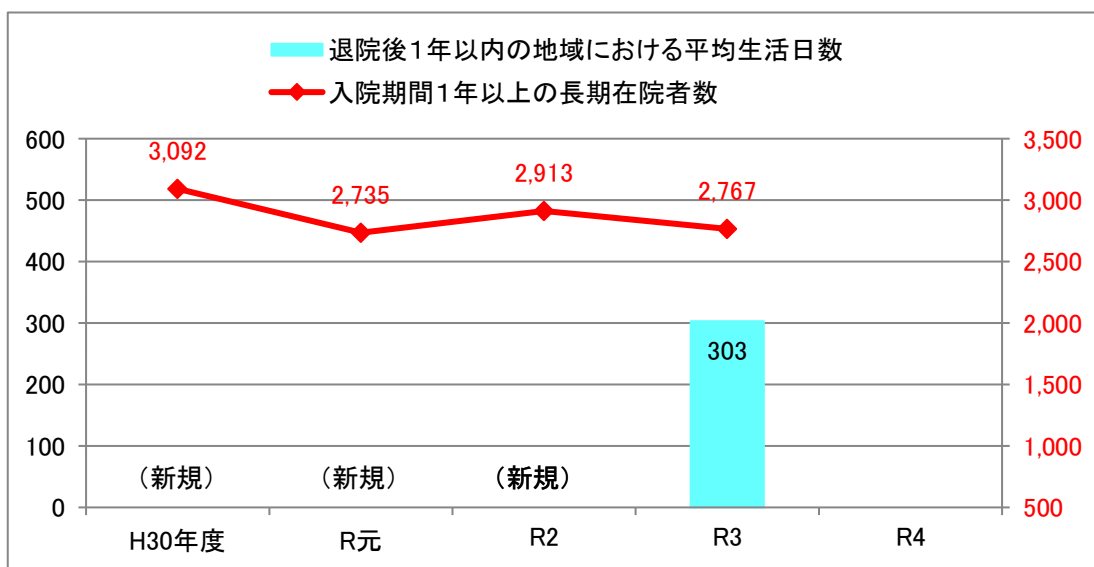
(人)



- ◆ 「第6期宮城県障害福祉計画」では、新規目標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数の目標を、国の基本指針を踏まえ、316日以上としており、また、入院中の精神障害のある人の地域生活移行目標として、入院期間1年以上の長期在院者数を2,506人以下としています。令和3年度末時点では、いずれも目標には届いていない状況にあります。(P) ※R3年度時点仮置き

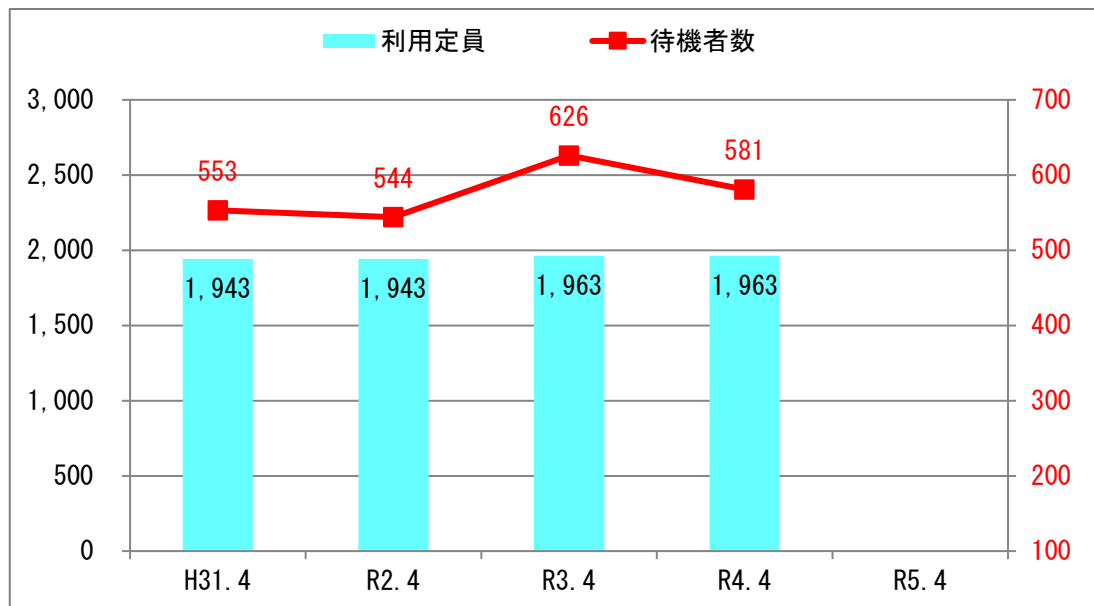
【図表 3-4】 精神障害者の地域移行状況

(人)



- ◆ 「第6期宮城県障害福祉計画」では、本県の社会資源を勘案し、施設入所者の削減について目標を設定しませんでした。依然、多くの入所待機者が存在しています。

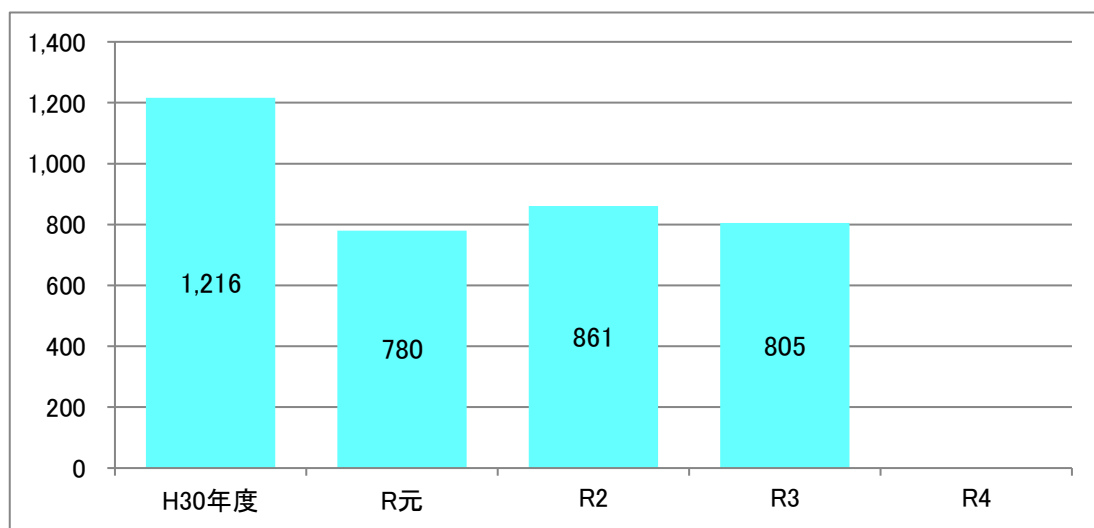
【図表 3 - 5】 障害者支援施設における**利用定員**・入所待機者の推移 (人)



(4) 発達障害のある人に対する支援等の状況

- ◆ 発達障害のある人の正確な人数の把握は困難ですが、**県直営**の発達障害者支援センターや「えくぼ」には、毎年多くの相談が寄せられており、発達障害のある人への支援の必要性は、**依然として高いこと**がうかがえます。

【図表 3 - 6】 発達障害に関する相談件数の推移 (件)



(5) 医療的ケアを要する障害のある人の状況等

- ◆ (P) ※令和5年3月に実施する医療的ケア児等支援調査の踏まえ状況把握
- ◆ (P) ※令和5年3月に実施する医療的ケア児等支援調査の踏まえ課題把握

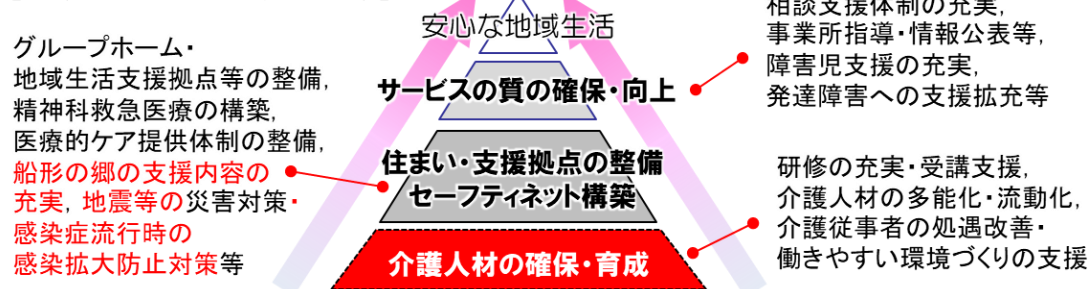
<施策の方向>

障害のある人の地域生活への移行を進めるため、引き続きグループホームや地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供を可能にするための相談支援体制の充実や、介護人材の確保・育成、サービスの質の確保等に取り組みます。

特に、障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制の構築を図るほか、発達障害に関する支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア実施体制や医療的ケア児及びその家族への相談支援体制の充実に向けた取組を進めます。

また、県立障害者支援施設「船形の郷」は、建替整備が完了したことから、県全域のセーフティネット、民間施設のバックアップ、地域の社会資源のコーディネートを担うセンター機能を備えた拠点施設としての役割を果たしていきます。

【施策の方向・主な推進施策】



<主な推進施策>

(1) 介護人材の確保・育成

- ◆ 障害福祉分野における介護人材の確保・育成のため、職種や従事年数等に即した各種研修事業の充実を図るとともに、多様なケアに対応できる人材の育成を通じた介護人材の流動化、研修受講の促進に向けた支援を行います。
- ◆ 国の制度等を活用しながら、事業所の処遇改善加算の取得支援などの介護従事者の処遇改善に取り組むほか、ICTを活用した業務改善等を図る事業者への取組支援など、働きやすい介護現場の環境整備を支援し、介護人材の職場定着を図ります。

(2) 住まい・支援拠点の整備等

① 地域生活への移行の推進

- ◆ 「宮城県障害福祉計画」に基づき、引き続き、障害のある人の地域生活の場であるグループホームや、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、施設入所者や精神科病院の入院患者等の退所・退院に向けた個別支援、地域の受入体制の調整等を行う相談支援体制の充実を図り、地域生活への移行を推進します。
- ◆ 特に、精神障害のある人の地域生活への移行を進めるため、精神障害に関する正しい知識の普及啓発を図るほか、民間精神科病院や関係機関の協力を得ながら、24時間、365日の精神科救急患者の受入が可能な精神科救急医療システムの充実を図ります。

② 医療的ケア提供体制の整備

- ◆ 人工呼吸器の管理や経管栄養などの「医療的ケア」が必要な障害のある人が安心して在宅で生活できるための支援として、介護職員等の特定行為の研修受講、療養介護事業所の待機者解消に向けた取組を促進するほか、医療的ケアに対応した訪問系・日中活動系サービス事業所や医療型短期入所事業所の拡充など、医療的ケアの提供体制の整備を推進します。
- ◆ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に併せ設置した、宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」において、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる体制の充実を図ります。

③ セーフティネット機能の確保・充実

- ◆ 地域での生活が困難な障害のある人を受け入れている障害者支援施設について、施設間の連携を強化し、緊急時の対応も含めた柔軟な受入体制の整備や支援スキルの底上げを図ります。
- ◆ 建替による整備が完了した県立障害者支援施設「船形の郷」については、センター機能（県全域のセーフティネット、民間施設のバックアップ、地域の社会資源のコーディネート）を備えた拠点施設として、施設機能の拡充や支援内容の充実に取り組みます。
- ◆ 地域で生活する障害者の高齢化・重度化、親亡き後を見据え、高齢者福祉施策と連携し、介護保険サービスへの円滑な移行が図られるよう、地域包括ケアシステムの中での関係機関との連携強化を図ります。
- ◆ 地震等の災害対策や感染症流行時の感染拡大防止・事業継続に向けた対策のほか、地域や県警等と連携した防犯対策を推進します。

(3) サービスの質の確保・向上等

① 相談支援体制の充実

- ◆ 障害のある人やその家族の意向を尊重した適切なサービス提供を推進するため、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の策定等を担う相談支援事業所への研修及び指導や、相談支援専門員の確保・育成に係る取組を推進し、地域における相談支援体制の充実を図ります。また、市町村による基幹相談支援センターの運営を支援し、障害のある人の相談や権利擁護、地域移行等のニーズに対して総合的に対応します。

② 障害児支援の充実

- ◆ 障害のある子ども（児童福祉法における「障害児」をいいます。）とその御家族に対して、子どもの成長過程に合わせた効果的、かつ、一貫した支援を可能にするため、「宮城県特別支援教育将来構想」等に基づく特別支援教育の充実に向けた取組を推進するほか、保健・医療・福祉・保育・教育等の一層の連携を進め、発達障害などの早期の発見・療育が有効とされる障害のある子どもが、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

③ 発達障害のある人の支援の充実

- ◆ 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」に加え県直営の発達障害者支援センターにおいて、市町村や障害福祉サービス事業所、各圏域の発達障害者地域支援マネージャー等と相互に連携しながら支援を行う体制の強化を図り、発達障害のある人やその家族、支援者に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した相談支援・発達支援・就労支援等を行います。
- ◆ 国のモデル事業を活用して行ってきた幼児健診へのアセスメントツールの導入や、保育所・幼稚園等の現任者に対する発達支援スキルの習得研修、ペアレント・メンター育成研修等の取組やノウハウについて県内市町村への普及を図り、早期発見・早期療育の体制構築を支援します。

④ サービス提供に係る指導等

- ◆ 在宅及び施設等での障害福祉サービスが適切に提供されるよう、サービス事業者等や市町村に対して、実地による指導等を行うほか、サービス事業者に対する第三者評価やサービス情報の公表等を行います。